**シリーズ　２３６**

**高めよう！人権意識　心のかけ橋　　　問い合せ：人権・生涯学習課（電話：９２８－１００６）**

**知っていますか？　　「ＤＶ」**

配偶者などからの暴力（ＤＶ）は、お互いを尊重し合い、対等な関係で暮らせる男女共同参画社会の実現を阻害します。

**ＤＶについて**

**ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは「親密な関係（親密だった関係）の中で起こる暴力」です。親密な関係とは配偶**

**者や元配偶者、内縁関係、交際関係などです。ＤＶには主に次の種類があります。**

**（表）**

**種　類　　　　　　　　　　　　　　　　内　容**

**身体的暴力　　　　　　　 殴る，蹴る，物を投げる**

**精神的暴力　　　　　　　 大声で怒鳴る，「出て行け」などの脅しや暴言を吐く，無視をする**

**経済的暴力　　　　　　　 生活費を渡さない，外で働くことを禁じる，借金をさせる**

**社会的暴力　　　　　　　 常に行動を監視し，他人との付き合いを制限する**

**性的暴力　　　　　　　 　避妊に協力しない**

**夫婦げんかとＤＶは違います**

**「夫婦げんか」はお互いが対等な関係の中で起こる意見のぶつかり合いですが、「ＤＶ」には優位な立場の者が弱い立場の者を暴力や暴言などの力（パワー）で押さえつけ、自分の思い通りに支配するという構図が存在します。**

**この「支配する」ことを目的に暴力を振るうことがＤＶの特徴です。**

**児童虐待となるＤＶ**

**子どもの目の前でＤＶが行われることを面前ＤＶといいます。面前ＤＶは、２００４年の児童虐待防止法の改正で心理的児童虐待にあたると明記されました。**

**子どもがＤＶを目撃すると心に深い傷を受けることになります。ストレスによる体調不良や学力の低下、不登校、無意識に感情表現や問題の解決方法として暴力的な手段を使ってしまうなど、子どもの成長に及ぼす影響は深刻です。**

**一人で悩まないで**

**「自分さえ我慢すればいい」「自分にも悪いところがあるから暴力を振るわれる」「恥ずかしくて誰にも言えない」なんて思っていませんか？ 自分一人で何とかしようとしていませんか？**

**ＤＶは一人の力では解決することが難しい問題です。被害を拡大させないためにも、できるだけ早く専門機関へ相談することが大切です。暴力を受けている人にとって、自分の苦しみを誰かに聞いてもらうことや正しい知識をもつことは問題解決に向けた大きな一歩です。**

**本市では被害を受けた人の悩みを受け止め、その秘密を守り、関係機関と協力して状況に応じた支援を行っています。まずは相談してください。**

**【問い合せ先】　　青少年・女性活躍推進課　 （電話　９７３―８８９６）**